



佐賀県公報

平成19年
6月27日
(水曜日)
第12922号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業及び指定介護予防サ

ビス事業の廃止

(三四四・長寿社会課)

○保安林予定森林の取消し

(三四五・森林整備課)

○保安林予定森林

(三四六・)

○保安林予定森林の取消し

(三四七・)

○保安林予定森林

(三四八・)

○道路の区域の変更

(三四九・道路課)

○道路の供用開始

(三五〇・)

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(県民協働課)

○公印の抹消

(総務法制課)

雑報

○平成十八年度佐賀県市町村職員共済組合決算の要旨(佐賀県市町村職員共済組合)

○ 告示

●佐賀県告示第三百四十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条及び第百十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十九年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
訪問看護及び介護予防訪問看護	株式会社コムスン訪問看護ステーション唐津	唐津市和多田大土井二番七一号	平成一九・六・一

●佐賀県告示第三百四十五号

保安林予定森林(平成十八年佐賀県告示第四百三十三号)は、取り消す。
平成十九年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第三百四十六号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
平成十九年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

- (一) 伊万里市山代町東分字徳房六四五九の一〇、六四五九の一、六四五九の一、東山代町川内野字日南川五八一〇、五八一、五八二の一、五八一三、五八一四、五八一五の一、五八一五の二、五八一六、五八一七、五八一八の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす

る。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

(一) 西松浦郡有田町山谷牧字上原甲三三四の二、甲三三九、甲三四〇の一から甲三四〇の五まで、甲三四〇の八、甲三四〇の九、甲三四〇の一から甲三四〇の一五まで、甲三四二、甲三四三、甲三四四の二、甲三四四の三、下山谷字竹ノ上甲二〇三六の九、甲二〇三六の一〇、甲二〇三八の一、甲二〇三八の二、甲二〇三九の一、甲二〇三九の三、甲二〇七四の一、甲二〇七四の二、甲二〇七四の四から甲二〇七四の七まで、甲二二七の一、甲二二七の二、甲二二八の一、甲二二八の二、甲二二四の四、甲二一五五の一、甲二一五五の四、甲二一五五の八、甲二一五五の一〇、甲二一五五の一九、甲二一五五の四九、甲二一五五の五〇、甲二一五五の五二、甲二一五五の五三、甲二一五五の五六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県土づくり本部森林整備課並びに伊万里市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第三百四十七号

保安林予定森林（平成十八年佐賀県告示第四百二十八号）は、取り消す。
平成十九年六月二十七日
佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県告示第三百四十八号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
平成十九年六月二十七日
佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

西松浦郡有田町山谷牧字山谷牧甲七の一、甲七の八、甲七の一七から甲七の一九まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第三百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年六月二十七日から平成十九年七月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	幅員メートル	延長メートル
山崎町切線 県道	唐津市相知町田頭字前田四番一 地先から	唐津市相知町楠字牟田六〇三番 地先まで	三・八・〇 、 一・〇・五	二二八・〇
	唐津市相知町田頭字前田四番一 地先から	唐津市相知町楠字牟田六〇三番 地先まで	一・八・九 、 七・三	二二〇・四

◎佐賀県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年六月二十七日から平成十九年七月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 江北芦刈線	小城市芦刈町三王崎字四本松三八九番三地先から 小城市芦刈町三王崎字四本松二八一番二地先まで	平成一九・六・二九

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年8月14日までにさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成19年6月27日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人カモミール曉星会
- (2) 代表者の氏名 右近 泰国
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀郡川副町犬井道670番地8
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、暴走族や非行少年に対して、安全運転講習会等に関する事業や暴走、非行グループからの離脱を促すための交流事業を行い、より良い青少年の健全育成、更正に寄与することを目的とする。

次の公印は、平成19年4月22日限りでその登録を抹消しました。

平成19年6月27日

佐賀県知事 古川 康



○ 雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成18年度決算の要旨を公告する。

平成19年6月27日

佐賀県市町村職員共済組合

理事長 横 尾 俊 彦

損益計算書の要旨

(単位：千円)

区分	短期	長期	業務	保健	貯金	貸付	財形	基礎年金支払
負担金	2,636,841	8,363,396	78,625	78,798				
掛金	2,495,956	4,568,758		78,736				
基礎年金交付金		1,003,659						
利息及び配当金	505	1,857,010	174	455	209,020	173,703		
その他の収入	464,253	3,022	16	17,459		13,483		578,654
他経理から繰入金			37,780					
前年度支払準備金	467,264							
前年度繰越長期給付積立金		59,766,857						
計	6,064,819	75,562,702	116,595	175,448	209,020	187,186	0	578,654
給付	2,911,076	12,484,081						578,654

役員給与				77,840	13,453	17,529	8,718		
旅費・事務費				9,339	3,682	2,055	1,712		
委託費				1,082					
支払利息						90,550	148,210		
連合会払込金				87,394			16,259		
老人保健拠出金				1,095,448					
退職者給付拠出金				815,185					
介護納付金				411,523					
基礎年金拠出金負担金					3,367,435				
他経理への繰入				14,515	23,265				
その他の支出				173,082	173	26,953	5,114	14,128	
次年度支払準備金				460,382					
次年度繰越長期給付積立金					59,687,748				
計				5,968,605	75,562,702	115,214	174,044	115,248	189,027
差引当期利益金又は当期損失金(△)				96,214	0	1,381	1,404	93,772	△1,841

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資産	流動資産	744,734	4,146,210	173,526	330,446	3,382,004	318,125	69	
資産	固定資産		55,541,706	2,951	1,048	15,012,528	7,135,320		
資産	繰延資産								
資産	合計	744,734	59,687,916	176,477	331,494	18,394,532	7,453,445	69	0
負債	流動負債	231,287		794	27,014	17,903,169	345		
負債	固定負債	460,382	173	90,356	15,117	20,523	7,224,210		
負債	負債合計	691,669	173	91,150	42,131	17,923,692	7,224,555	0	0
資産	資本剰余金			479					
資産	積立金	53,065	59,687,743						
資産	利益剰余金			84,848	289,363	470,840	228,890	69	

本 資 負	損 金	
	本 合 計	資 本 合 計
	53,065	59,687,743
	85,327	176,477
	289,363	331,494
	470,840	18,394,532
	228,890	7,453,445
	69	69
	0	0

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年六月二十七日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 株式会社古川総合印刷